

部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	30年	29年			
一般行政部門	議会	3	3		
	総務	48	48		
	税務	21	21		
	民生	50	52	△2	職員の退職による減
	衛生	13	13		
	労働	1	1		
	農水	9	9		
	商工	9	9		
	土木	22	23	△1	職員配置の見直しに伴う減
	小計	175	179	△3	
特別行政部門	教育	44	51	△7	職員配置の見直し・退職に伴う減
	小計	44	51	△7	
会計部門 公営企業等	水道	13	13		
	下水道	6	6		
	その他	13	13		
	小計	32	32		
合計	252	262	△10		

※一般職員に属する職員数。地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員は含まれていません。

問合せ 総務課 人事給与担当 ☎ 216

職員手当の概要 (平成31年1月現在)

毎月決まって支給	扶養手当	配偶者 6,500 円、子 10,000 円、孫・父母等 6,500 円 ※満 16 歳から 22 歳までの子等への加算 1 人につき 5,000 円
	住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて支給 (最高 27,000 円)
	通勤手当	交通機関利用者 → 運賃相当額 自動車等利用者 → 通勤距離に応じた額
実績に応じて支給	管理職手当	管理職員に対して定率で支給される手当 給料表の 7 級 (給料月額 12%)、6 級 (給料月額 8%)
	時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務したときに支給される手当
	特殊勤務手当	感染症防疫作業、社会福祉業務、災害その他応急復旧工事のため現場において復旧工事作業等に従事したときに支給される手当
臨時に支給	その他	日直手当、管理職員特別勤務手当など
	期末・勤勉手当	民間のボーナスに相当する手当 年間 4.45 月分
	退職手当	自己都合最高限度 (勤続 43 年以上) 47.709 月分 勸奨・定年最高限度 (勤続 35 年以上) 47.709 月分

定員管理について

人員配置の適正化、事務事業の合理化等を図るとともに、職員 1 人 1 人の能力の向上に努め、定員管理の適正化を推進します。

町職員の給与等のあらまし

町の一般会計決算 (平成 29 年度) における人件費 ※特別職に支給される給料、報酬等を含んでいます。

住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 28 年度人件費率
30,474 人	9,018,992 千円	229,953 千円	1,976,368 千円	21.9%	22.4%

一般会計予算における職員給与費 (平成 31 年 1 月現在)

区分	職員数	給料	職員手当 (期末・勤勉手当除く)	期末・勤勉手当	合計 (給与費)
30 年度	236 人	884,771 千円	124,694 千円	344,125 千円	1,353,590 千円

※職員手当 (扶養手当、住居手当、通勤手当等) には、退職手当は含まれていません。
※給与改定及び補正予算議決後の予算額となります。

職員 (一般会計) の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成 31 年 1 月現在)

	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	316,585 円	339,710 円	41.01 歳
技能労務職	355,455 円	364,934 円	52.60 歳

※一般会計予算に属する一般行政関係職員の平均給料等の額となります。
※平均給与月額 (給料+諸手当) には、期末・勤勉手当 (ボーナス)、実績手当 (日直手当、時間外勤務手当等) は含まれていません。

職員の初任給の状況 (平成 30 年度)

一般行政職	大学卒	180,700 円
	短大卒	161,300 円
	高校卒	148,600 円
技能労務職	高校卒	148,600 円

特別職の報酬等の状況 (平成 31 年 1 月現在)

町長	712,000 円	議長	320,000 円
副町長	612,000 円	副議長	263,000 円
教育長	590,000 円	議員	242,000 円
期末手当 4.45 月			

一般行政関係職員の級別職員数の状況 (平成 31 年 1 月現在)

級	7	6	5	4	3	2	1	合計
標準的な職務内容	課長	主幹	主席主査 主査	主査	主任	主事・技師	主事・技師	
職員数 (人)	15	26	34	31	23	20	20	169
構成比 (%)	8.9	15.4	20.1	18.4	13.6	11.8	11.8	100

※給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です (再任用職員は含み、技能労務職員及び任期付職員は除く)。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

小川町職員の給与等は、国、県及び他の地方公共団体、民間企業の給与等を考慮して、町議会の議決を経て条例で定められています。ここでは、職員に支給される給与や、職員数の状況等については、そのあらましをお知らせします。